

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

越谷市長

公表日

令和8年1月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>1. 事務全体の概要 ・児童扶養手当法及びその他の関係法令等に基づき、児童扶養手当の受付、認定、支給等の事務を実施する。 ・受給者等から提出された対象者の資格管理、支払管理、現況届受付事務、補助金管理等に関する事務を実施し、受給資格者情報を管理する。</p> <p>2. 特定個人情報を取扱う事務 以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1)住民基本台帳システムから住民情報を取得して受給者台帳を作成する。 (2)個人住民税課税システムから、所得情報を取得して受給者台帳を作成する。 (3)受給者から提出される申請書等の情報を福祉総合システムに入力し、住民基本台帳システムで作成された住民情報に個人住民税課税システムから取得した所得情報を合わせて受給者情報ファイルを作成する。 (4)住民基本台帳システム及び個人住民税課税システムから異動情報を取得し、受給者情報の更新・管理を行う。 (5)情報提供ネットワークシステムに接続し、必要な特定個人情報について情報連携にて取得する。 (6)情報ネットワークシステムを使用して情報提供を行うため、必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。</p>
③システムの名称	福祉総合システム、個人住民税システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当認定等業務	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表項番56
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17, 20, 42, 81, 89, 90, 125, 141, 155, 161の項 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	越谷市子ども家庭部子ども福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	越谷市子ども家庭部子ども福祉課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9166
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童扶養手当の支給に関する事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査

実施の有無 [自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
<選択肢>	
1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠	越谷市情報セキュリティポリシー及び越谷市特定個人情報等の取扱いに関する安全管理規程に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。	
-------	---	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことによる、部署名の変更
平成29年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 高橋 成人	子育て支援課長 関根 正和	事後	人事異動に伴う所属長の変更
令和1年6月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 事務全体の概要 ・児童扶養手当法及びその他の関係法令等に基づき、児童扶養手当の受付、認定、支給等の事務を実施する。 ・受給者等から提出された対象者の資格管理、支払管理、現況届受付事務、補助金管理等に関する事務を実施し、受給資格者情報を管理する。 2. 特定個人情報を取扱う事務 以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)住民基本台帳システムから住民情報を取得して受給者台帳を作成する。 (2)個人住民税課税システムから、所得情報を取得して受給者台帳を作成する。 (3)受給者から提出される申請書等の情報を福祉総合システムに入力し、住民基本台帳システムで作成された住民情報に個人住民税課税システムから取得した所得情報を合わせて受給者情報をファイルを作成する。 (4)住民基本台帳システム及び個人住民税課税システムから異動情報を取得し、受給者情報の更新・管理を行う。 (5)情報提供ネットワークシステムに接続し、必要な特定個人情報について情報連携にて取得する。 (6)情報ネットワークシステムを使用して情報提供を行なうため、必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。	1. 事務全体の概要 ・児童扶養手当法及びその他の関係法令等に基づき、児童扶養手当の受付、認定、支給等の事務を実施する。 ・受給者等から提出された対象者の資格管理、支払管理、現況届受付事務、補助金管理等に関する事務を実施し、受給資格者情報を管理する。 2. 特定個人情報を取扱う事務 以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)住民基本台帳システムから住民情報を取得して受給者台帳を作成する。 (2)個人住民税課税システムから、所得情報を取得して受給者台帳を作成する。 (3)受給者から提出される申請書等の情報を福祉総合システムに入力し、住民基本台帳システムで作成された住民情報に個人住民税課税システムから取得した所得情報を合わせて受給者情報をファイルを作成する。 (4)住民基本台帳システム及び個人住民税課税システムから異動情報を取得し、受給者情報を更新・管理を行う。 (5)情報提供ネットワークシステムに接続し、必要な特定個人情報について情報連携にて取得する。 (6)情報ネットワークシステムを使用して情報提供を行なうため、必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。	事後	内容の見直しによる文言の追加
令和1年6月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合システム	福祉総合システム、個人住民税システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	内容の見直しによるシステム名称の追加
令和1年6月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の37の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の37の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第29条	事後	法令上の根拠(主務省令)の追記
令和1年6月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、47、65、87、116の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(57の項)	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、47、65、87、116の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 别表第二の第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(57の項) 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第12条の1と3、第19条の1、第31条、第36条、第44条の1、第60条	事後	法令上の根拠(主務省令)の追記
令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	関根 正和	子育て支援課長	事後	様式の見直しによる記載事項の変更
令和1年6月18日	IVリスク対策	なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式の見直しによる記載事項の追加
令和2年3月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 2. 取扱者数 上記2項目の「いつ時点の計数か」欄	平成27年4月1日 時点	平成31年3月31日時点	事後	評価の再実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	子育て支援課	子ども福祉課	事後	組織改正に伴う課名変更
令和3年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、47、65、87、116の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(57の項)	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、47、65、87、116の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(57の項)	事後	番号法第19条の改正による号の繰り下げ
令和8年1月5日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	児童扶養手当資格管理ファイル	児童扶養手当認定等業務	事後	評価書の見直し
令和8年1月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の37の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第29条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表番56	事後	番号法改正に伴う変更
令和8年1月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、47、65、87、116の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(57の項) 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第12条の1と3、第19条の1、第31条、第36条、第44条の1、第60条	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、81、89、90、125、141、155、161の項 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和8年1月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 上記2項目の「いつ時点の計数か」欄	平成31年3月31日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	評価書の見直し
令和8年1月5日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	(対策は)十分である 判断根拠の記入	事後	様式変更による記入欄の追加
令和8年1月5日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 (対策は)十分である (判断根拠)越谷市情報セキュリティポリシー及び越谷市特定個人情報等の取扱いに関する安全管理規程に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。	事後	様式変更による記入欄の追加